新潟県知事 花角 英世 様

新潟県保険医会会長 高畑 與四夫

妊産婦医療費助成制度の創設を求める要望書

日頃、県民の生活と健康の確保に対するご尽力に敬意を表します。

さて、2018 年 12 月 8 日の参議院本会議で、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に 対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」(成育基本 法)が全会一致で成立しました。この法律は、「社会的経済的状況にかかわらず安心して次代の社 会を担う子どもを生み、育てることができる環境」の整備推進を基本理念とし、国及び自治体は、 成育過程にある者及び妊産婦への「良質かつ適切な医療」の提供体制整備等の施策を講ずる、と しています。

また、成育医療等の提供に関する施策は「その居住する地域にかかわらず」等しく受けることができるよう推進されなければならない、と定められています。

当会では県内市町村での妊産婦医療費助成実施状況を調査しました。30 市町村のうち 28 市町村で妊産婦医療費助成が行われていました。しかし、所得制限、患者自己負担額、「現物給付」と「償還払い」の違いといった点でばらつきがみられ、自治体間の助成水準には大きな格差があります。また、村上市、関川村の2市村では助成制度自体が実施されていません。

成育基本法の理念を実現し、県内のどこにおいても、すべての妊産婦が費用の心配なく医療を受けられ、安心して出産、子育てのできる環境づくりを一層進めるためにも、県として妊産婦医療費助成制度を創設していただけますよう、要望いたします。

記

1.「妊産婦医療費助成制度」の県制度創設を求めます

- ① 疾患や受診科目の制限がない「妊産婦医療費助成制度」を県の事業として創設してください。
- ② 「妊産婦医療費助成制度」の創設にあたっては、成育基本法の基本理念にのっとり、所得制限や窓口一部負担金を導入せず、支給方法は現物給付としてくだい。
- ③ 助成期間は、母子保健法6条等で定める妊産婦の定義(妊娠中又は出産後一年以内の女子)を踏まえ、産後1年までとしてください。
- 1. 疾患や受診科目による制限のない妊産婦に対する医療費助成制度を国の制度として早期に実現するようはたらきかけてください